

平成28年度

東近江市農業委員会
第1回農業振興部会議事録

1. 開催日時 平成28年5月25日（水）午前9時30分から午前11時50分
2. 開催場所 東近江市役所 新館313議室
3. 出席委員 18人 欠席委員 2人

議席番号	出欠	議席番号	出欠
1	出	11	出
2	出	12	出
3	欠	13	出
4	出	14	出
5	出	15	出
6	出	16	出
7	出	17	欠
8	出	18	出
9	出	19	出
10	出	20	出
会 長		議長：15 番委員	

4. 農業委員会事務局職員 3名出席（局長、次長、主幹）

5. 議題

- （1）平成28年度農業振興部会活動について
- （2）遊休農地等農地利用状況調査について
- （3）「農地等利用最適化推進施策の改善意見」策定活動について

その他

- ①遊休農地解消実践活動に係る解消地域担当チーム活動の更なる推進について
- ②今後の予定

6. 会議の概要

議 長 ただ今から、東近江市農業委員会 平成28年度第1回農業振興部会を開会致します。
部会の現数20名のうち、現在の出席者数は18名、欠席者数は2名であり、この部会は成立致します。
続きまして、議事録署名委員の指名であります。
議席番号1番 ●● ●●委員、2番 ●● ●委員を指名致します。
どうぞ、よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、協議事項に入ります。
最初に、「平成28年度農業振興部会活動について」を議題と致しますので、ご協議をお願いいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議題1「平成28年度農業振興部会活動について」ご説明させていただきます。資料番号1番をご覧ください。
平成21年度に農地法が改正され、管内農地の全筆利用状況調査が規定されました。農地利用状況調査として実施する事前地域調査や、農業委員さんと市農業再生協議会による全体調査を実施し、遊休農地の集計を行った後、その解消活動を進めてまいりたいと考えています。
6月中旬から7月中旬に実施いたします事前地域調査に基づき、全体調査を、農業委員会及び市農業再生協議会の合同により、8月5日金曜日の午前7時から実施する予定をしておりますので、よろしくお願いいたします。
次に、全体調査結果による遊休農地について集計作業を行い、耕作者不在農地の把握を進めてまいります。そして、農地の利用意向調査を行っていききたいと考えています。
それから、(6)の農地中間管理機構への協議の申し入れ、協議の勧告措置につきましては、平成26年4月1日施行の農地法改正により、遊休農地対策の強化が図られおり、利用意向調査に基づき、農地中間管理機構へ協議の申し入れや協議の勧告を行うとされています。
また新たに平成28年度の税制改正により、29年度課税から農地中間管理機構への協議の勧告を行った農地については固定資産税の課税を強化することとされました。利用意向調査において所有者から表明された意向のとおり利用されていない場合や利用等意思がない場合は、6ヵ月後に所有者に対して、中間管理機構と協議すべきことを勧告するとされました。ただし中間管理機構が借受けない等正当な理由がある場合は除くとされており、そういう場合は勧告を行わないことになっています。
以上のような取り組みを進め、2の遊休農地の利用調整及び解消活動の展開につなげていきます。解消地域担当チームを編成し遊休農地の解消を図るとともに、解消を通じて市内に広く遊休農地の発生防止の啓発をしていただきます。また、中間管理機構への貸付けが適当な農地につきましては、機構への貸付けを促し解消を図ってまいりたいと考えています。

次に3の農地中間管理機構による農地の利用調整と担い手への利用集積の推進です。市農業水産課や農地利用円滑化団体、中間管理機構と連携し、農地利用配分計画により担い手への農地の利用集積を推進していきたいと考えています。農地中間管理機構の関連業務につきましては、①出し手からの申し出農地に係る権利関係の確認、②貸付け基準に基づく受け手の事前調整会議（マッチング会議）への参画、③借受け農地の農地利用集積計画については、農地部会において審議・決定をいただきます。また⑤農地貸付けの権利設定については農地台帳システムにおいて管理を行ってまいります。

平成27年度で、当市では616haの集積が図られております。26年度、27年度の2カ年で約1,571haの集積が進んでいるという状況です。

続いて、農業委員会活動の「見える化」として、昨年度まで取り組みいただきました建議につきましては、4月1日からの法改正により法令業務から削除されました。農水省の説明では、削除された理由として「法的根拠が無くても行えるため」とされており、任意業務として「農地等利用最適化推進施策の改善意見の提出」を位置付けられています。農地等利用の最適化の推進に関する施策について、PDCAサイクルにより改善していくため、農業委員会活動を通じて得られた知見に基づき市行政や市議会に改善意見を提出していきたいと考えており、昨年度との建議と同様、取り組みを進めていきたいと思っております。

このため、地域別の農地最適化施策検討チームを編成いただき、具体的な施策として改善意見に反映する事項をまとめていただきたいと思っております。

また、女性部の活動として、女性ならではの視点での声を反映させるため、女性部会の意見をまとめていただきたいと思っております。

そして、農地部会にもお諮りしながら、農業委員会全体として意見をまとめていただきと考えています。

活動期間については、6月から9月の予定をしています。

改善意見の申し入れにつきましては、平成29年度の予算編成時期を捉え、10月中旬を目途に市行政、市議会等に改善意見を提出する予定をしています。このことについては、後ほど資料3番で詳細の説明をさせていただきます。

次に、担い手育成支援活動についてです。

1つ目に、農業委員会、農業水産課、JA、市再生協議会等の関係機関が連携し担い手の育成を図っていきます。

2つ目に、青年等就農計画の認定業務について積極的に関与し、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成確保を図ります。

3つ目に、地域農業マスタープラン（人・農地プラン）の策定支援について関係機関と連携し、担い手確保や農地の利用集積を図ります。

4つ目に、滋賀県地域農業戦略指針に基づく地域戦略推進会議と連携し、農業の持続、活力ある農村づくりに向け取り組みを進めます。

5つ目に、認定農業者の掘り起こしや再認定の推進、日常活動における地域営農組織の育成、法人化への推進等地域の世話役として、農業者や地域の自発的な取り組みにつながるよう支援を行ってまいりたいと考えています。

これらの担い手育成支援活動については、年間を通じての農業委員会の取り組みとして考えています。

続いて3番目のTPP交渉の大筋合意を踏まえた要請活動では、食料を安定供給

し地域を維持している農業者を将来にわたり守っていくために、全国農業会議所、県農業会議等と連携し要請活動を展開していきたいと考えています。

次に4番目の地域農業・農村政策への支援活動ですが、1つ目に地域農業マスタープラン（人・農地プラン）、2つ目に農村振興基本計画（アグリプラン）、3つ目に東近江地域農業戦略指針など、農業や農村の振興施策の取り組みに対して積極的に協力・支援活動を行い、地域農業の振興を図っていききたいと考えています。

次に、5ページへ移ります。家族経営協定の推進ということで、認定農業者の方を中心に家族経営協定締結を年間を通じて推進していきます。

続いて、農業委員会だよりの発行につきましては、農業委員会活動や農業に関する様々な情報を掲載し、農業情報の提供を行います。今年度も11月から2月にかけて編集委員会を開催し、2月に発刊をしていきたいと考えています。

続いて女性部活動についてです。すでに活動を開始していただいております、食育啓発劇を通して、市内幼保の児童・保護者を対象に、食農教育・地産地消の推進を進めていただいております。また、女性の視点に沿った農業経営の意見をまとめていただき、改善意見への反映を今後進めていただく予定です。

その他についてですが、昨年7月に設置された「新たな農業委員会制度検討会」で、新農業委員会体制へ向け、更なる検討と市部局等との調整を行いながら円滑な移行に向け進めていきたいと考えています。

農林水産まつりは、今年度は10月30日に予定されています。生産者と消費者との相互理解を深めるため、検討委員会を設置し参画していきたいと考えています。

次に6ページをご覧ください。ただ今申し上げました計画について、それぞれの項目別に月ごとに表記していますので、またご確認をお願いします。

次の7ページは、今年度の遊休農地等対策と農地中間管理機構による農地集積対策について、それぞれ振興計画を表にしています。こちらもご確認をお願いします。また、先ほど申し上げた遊休農地に関する措置の流れということで、A4版の資料を添付しています。

平成28年度の農業振興部会活動につきましては、以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。

「平成28年度農業振興部会活動について」ご意見をいただきたいと思います。

13番

平成26年から中間管理機構の活動が始まって農地を集積してきているわけですが、マッチング会議を開いた中で借り手が決まっただけなのに、3月～4月後になると機構との合意解約の議案が上がってきている。なぜこのようなことが起きるのか、その精査をやらしてもらわないと、農業委員会は何をしているのかということになってくると思う。マッチング会議で地域の集落営農や法人が受けられる部分にむやみにつけに行ったのではないかと。地権者との話ができていないのではないかと。マッチングしてすぐに解約が出てくることはあってはならないことだと思う。相続未登記の共有名義の農地は共有者全員の了解がなければマッチングできない旨の指導をしていかないと中間管理機構へは集積されない。我々も中間管理機構へ要請することが必要だと思う。また、耕作放棄地は中間管理機構が受けないと言っているのに、実際には勧告するものが何もないのではないかと。と

いうことは、遊休農地は遊休農地のままでしか残らない。中間管理機構へ協議することがない、固定資産税の課税強化も実際には起きないということになると思う。その対応は委員会も含めてきちんと検討して詰めていかないといけない。物申すところへは申していかないといけないと思う。

また、集積協力金については、実績に応じて傾斜配分と言われているが、毎年ルールが変わっており、農家が納得されない。そこに中間管理機構に集積されない大きな理由があると思う。遊休農地の状況についても、農振農用地の関係や都市計画法も含めて検討していく必要があるのではないかと思う。

事務局 中間管理機構に権利設定した農地がすぐに解約されていることについては、そう多くはありませんが毎月出てきています。これは、申請された集落で取りまとめいただいているのですが、所有者との意思疎通が十分でないということが見受けられるようです。また、未相続農地の権利設定については、相続関係図に相続権者全員の承認印をいただいて対応しています。それから今回の課税強化については、農業者に責任を全て押しつけるようなやり方のようにも思える一方で、遊休農地解消の手立てになることもあるようにも思えます。この流れについては、8ページに記載されてあるとおりですが、最終的に利用意向どおり実施されない遊休農地について原則勧告するということになります。12月末までに勧告した情報については翌年、課税部局に報告し、翌年度の軽減措置をはずすということになります。ただし、これについては官邸主導で出てきており、農水省は積極的ではなかったとも聞いておりますので、今のところ事務局では極力回避していきたいと考えていますが、法律で示されたものであるため、的確に対応したいということで説明させていただいたものです。

6 番 端っこで木が生えて山のようになっている遊休農地でも毎年調査しているが、これはもう遊休農地から外して非農地扱いしてはどうか。そうでないと、新しい農業組合長は現地を知らないの、毎年、前年と同様に出してくることになる。

10番 中間管理機構が引き受けられる土地以外は受けないという方針に変更になった時点で、機構について考え直すべきではなかったかと思う。何もしなくても集積できる優良農地に対してはどんどんお金を出して、守っていかないとどうしようもない農地に対してはお金を付けないという政策は間違っていたのではないかと、農業委員会から声を出してもいいのではないかと。何のための集積か、本当に守らなければいけない農地とは何なのか、もう一度一から考え直すべきだと思う。

5 番 問題なのは、一番基本的な政策が年によって変わるということ。農業委員会として統一見解を上げるべきだと思う。

会 長 中間管理機構は、10年間で集積率を80%まで上げるための施策として作られたもの。ところが、借り手のない農地は預からないというように変わってきて、その結果、初年度の集積率が計画の2割に留まってしまっている。今回の農業委員会制度の改正でできた農地利用最適化推進委員が、今度は中間管理機構の仕事を全部預かることになる。中間管理機構の手足として動くことが求められる。

集積化が進まないと、推進委員の成果が問われることになってしまう。中間管理機構云々の話をする時期はもう過ぎて、次の段階に進んでいる。これからは、農業委員会にも集積化の責務が加えられてくることになる。

5 番 それはおかしいのではないか。やはり、中間管理機構に問題がある。

事務局 中間管理機構の狙いは、一つは担い手への集積。滋賀県は地域の受け皿ができているので多くが担い手に集積されているが、東北など他の所ではまだまだ小規模農家でやっておられる。これをなんとか担い手に集積させたいというのが狙い。もう一つは、遊休農地の解消の強化を図るための中間管理機構でしたが、皆さんが言われるように、作り手、担い手がなければ預かりません、というように変わってきており、そうすると、中山間地域や不整形な農地については何の効果も無いというのが現状ではないかと思います。

遊休農地対策についてのご指摘は、荒廃程度の区分A分類、B分類の内、B分類についてのお話ですが、今日までの国の示す非農地判断は、申請者の申し出によって非農地証明を行うという流れで、東近江市ではその形での対応を行っています。ただ、26年度の法改正からは、農業委員会の業務として、非農地の判断を所有者の意思に関係なく行うよう示されています。現在、県下ではそこまで取り組みを進めている市町はありませんが、現況による非農地判断を進めていく必要性については事務局でも認識しています。B分類と判定した農地も、農振農用地区域内農地（青地）であることが多く、市農業水産課とも調整しながら、農業委員会業務として非農地判断が進めていけるようにしていきたいと考えています。

制度上はB分類は一度認定すれば調査をする必要がないとなっていますが、本市では現在、A分類もB分類も翌年には地域に下ろし、両方とも農業委員さんで現地確認をしていただいています。制度上ではA分類だけを遊休農地でカウントするというようになっており、意向調査、解消活動はA分類の中でやっていただいています。勧告の対象もA分類の中でということになっています。

16番 中間管理機構の問題点については、何度も話がされ、建議にもあげられており、回答の10ページにも書かれている。その中で、「中間管理事業の課題は引き続き国・県、中間管理機構に要望する・・・」とされているので、きちんとしていただいて、結果を報告するようにお願いしたい。

その回答の中で「独自施策は今のところ考えていない。」と言い切っており、我々農業委員会の言っていることが十分に伝わっていないのではないかと思いますので、またこういう議論にも参画していただきたい。

B分類の調査を続けていることには何か理由があるのか。

事務局 農地台帳で1筆ごとに管理をしていますので、非農地判断、非農地証明をしていない部分は農地という位置付けで管理を続けているということです。

2 番 遊休農地の解消で、例えば生えている木をシルバー人材センターに市から委託して切ってもらい、費用をいただきますということは無理なのか。費用をもらって解消していくという方法はどうか。そうでないと、いつまでたっても解決しない

のではないかとと思う。

議 長 他にご意見はございませんか。
無いようですので「平成28年度農業振興部会活動について」は、ご承認いただいたものいたします。

議 長 それでは、次に「遊休農地等農地利用状況調査について」を議題と致しますので、ご協議をお願いいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 資料2番をご覧ください。
遊休農地の利用状況調査についてご提案させていただきます。
利用状況調査、指導の進め方についてですが、まず遊休農地調査結果の推移について示しています。平成26年度の遊休農地は382筆、178,381㎡、平成27年度につきましては、363筆、168,518㎡という結果となっています。この集計結果については、荒廃程度区分のA分類、B分類を合わせた数字であり、平成27年度の遊休農地で見えますと、約11.1haの面積がA分類となっています。平成27年度の取り組みについては、地域の農業組合長様に依頼をし、地域事前調査を6月12日から7月15日にかけて実施いたしました。依頼した農地は、前年度の382筆、約17.8haを実施していただきました。また、新たに発生した遊休農地についても、この調査で報告いただいています。2ページに移ります。その結果に基づきまして、全体調査を8月4日に実施いたしました。農業委員38名にご参加いただき、市農業再生協議会の皆様も含め計60名の体制で実施いたしました。全体調査については、15班編成で行い、調査範囲は71町、566筆、335,626㎡という広範囲にわたる調査を実施していただきました。最終、当日新たに調査対象に加えた分を含め調査いただいた数字は、567筆、335,711㎡となりました。その結果、遊休農地と判断した農地は、生産調整対象農地を除く363筆、約16.8haとなっています。以上が平成27年度の取り組みのご報告です。
3ページをご覧ください。平成28年度の取り組みについての検討に移ります。調査の変更点等はありませんが、4ページにかけて、調査の定義と集計に係る取扱いについてをお示ししています。また、遊休農地の判断については、ここ数年耕作をされておらず、引き続き今後も耕作される見込みがないと思われる農地ということになっています。耕作されていない状態であっても、年間を通じて適時農地・畦畔の草刈り、圃場の耕運などが実施され、近隣農地などに支障を及ぼさない程度に保全管理をされている農地は、遊休農地として扱わないということで整理をさせていただいています。今までは荒廃程度A分類、B分類を含めた農地を調査していましたが、A分類に絞り込む形で再度事務局で調整していきたいと思います。
続いて4ページの下段になりますが、進め方（スケジュール）についてご説明いたします。地域事前調査については、今年度も農業組合長様に依頼して実施します。6月中旬には発送するよう準備を進めており、7月中旬には提出をお願いしたいと考えています。

次のページですが、その調査した結果をまとめ、全体調査については今年度も農業委員会、市農業再生協議会と合同で実施していきたいと考えています。調査は8月5日、午前7時からの実施を予定していますので、ご協力をよろしくお願いします。今年度も15班程度の班編制を考えており、事前調査報告結果を中心に周辺も含めて実施していきたいと思います。また、9月・10月の2ヶ月間をかけて事務局で集計を行います。次に6ページの下段になりますが、農業委員の皆様にはこの後、その結果に基づき遊休農地の解消指導、実践活動を進めていただきたいと思います。また、活動時期については、指導活動は29年1月から2月にかけて、解消計画の作成について全体会議を3月に計画しています。また、解消実践活動として4月から5月にかけて取り組みをお願いします。その実績に伴います活動報告について6月に全体会議を開催したいと思っています。また、8ページからは、6月中旬に発送予定の地域調査の資料を添付しています。以上、農地の利用状況調査についての説明とさせていただきます。

- 議長 事務局の説明が終わりました。
「遊休農地等農地利用状況調査について」ご意見をいただきたいと思います。
- 10番 A分類、B分類の判断、特にB分類の判断は各担当委員が行うのか、全体でもう一度見直すのかどちらでしょうか。
- 事務局 全体調査の中で農業委員の皆様を中心に、A分類かB分類かをチームの複数人で判断をいただくことになります。その目安についても農振部会の方で判断基準をお示ししながら進めてはいますが、各班での判断にはバラつきも見られますので、最終の集計をまとめるときに現地の写真を確認したり、市の航空写真も見ながら調整を図り判断を統一しています。
今までB分類の農地も毎年現地を見ていただいていたのですが、今後Bについては除いていくということであれば、調査班の判断の後Bとなった農地の写真を集めて、全体で最終Bで確定するというような確認の取り扱いも考えさせていただきたいと思います。
- 12番 農業組合長にもA分類、B分類の判断の指導が必要と思う。
- 事務局 地域調査については、前年度判定した遊休農地のA、Bの区分を一覧表に示しています。調査用の地域地図にも着色してお渡ししています。従って、Bを外す場合は、農業組合長様に配布する前に削除しておいて、Aのみ記載した調査票で調査を実施していただく形で進めていきたいと思います。
- 10番 調査票には、遊休農地であるがB分類で調査しないということは書かないのか。
- 事務局 資料2番の別紙2をご覧ください。地域調査票の記載例ですが、遊休農地の区分欄には「遊休農地」と記載するだけで、A、Bの判定区分は表示していません。
- 10番 AもBも書いてないけれども、一旦全部上がってくるということですか。

- 事務局 今まではそうでしたが、今回B分類を外すということは可能ですので、表示はAとは出ませんが、昨年度の結果についてA分類のみ表示して調査を依頼していきたいと思います。
- 14番 全部上げてBという表示もすればよいのではないかと。そうしないと、新しく変わった農業組合長は分からないので、上げてくる。過去に上げていると認識されている農地であれば今回も上げるだろう。
- 事務局 今年については従来どおり出させていただいて、今年の全体調査の中でBと判定された農地は、集計時に今後Bで確定する旨の確認をしていただき、来年度から各地域にお願いするときに、「B分類は農地に戻らないという判定をした土地ですので、それ以外で遊休農地を上げてください」というご案内をさせていただくことにさせていただきたいと思います。
- 10番 事務局の方で、今年度は各委員の意識の中でA分類・B分類の判定をしっかりと判断してください、というチェックをいれてほしいと思います。
- 事務局 調査のマニュアルや、当日お集まりいただくときに念押しをさせていただき、Bと判定された農地は、農振部会等一同の中で再度確認してもらい合意を図るという形で進めたいと思います。
- 8番 一斉調査の時だけでB分類を判断するのは無理があると思う。他の地域へも調査に行くことになるが、歴史的な背景等は地元の地域でないと分からない。見た目だけの判断でAになったり、Bになったりするのではないかと。問題のある農地は改めて地域の農業委員さんで改めて分類をしてもらう。そういう2段階にしないとB分類の判断は難しいのではないかと。非農地の判断になる。
- 事務局 B分類ではまだ非農地ではありません。遊休農地上で農地に戻らない、農地ではないと判断しただけで、これを非農地であると判断すると、農地台帳からも落ちることになります。非農地判断するときは、地域との十分な調整が必要になると考えますが、B判定については農地の範疇で、遊休農地上のBという判定だけですので、調査後に一同の中でB判定にする合意を取る場を設けたいと思います。
- 2番 極端な場合、面倒なので青地の中でもどんどんBが増えていくことも考えられる。Bを消すということは危険な話ではないか。圃場整備されたところと中山間地のようなところは分けた方がよいと思う。
- 事務局 調査班の判断の後に、本当にB判定でよいかを再度全体場で最終確定をしていくことにさせていただきたい。
- 9番 生産調整をされている農地でも、非常によい場所にあるところもある。そういった場合でも遊休農地と判断するのですか。

- 事務局 説明させていただいた中に、生産調整対象農地は遊休農地から除くと書いています。補助金等いろいろな問題もありましたので、県下の状況も見て、平成23年くらいに変更させていただきました。生産調整に係る農地は遊休化していても自己保全等で申告されていれば除くということを、そのときの農業委員会で合意を得て今日までできています。一方、経営安定化対策の方では、何も植えていない転作は適当でないということから、3年以内の改善の誓約書を出してもらい、補助金の対象としています。ただ、農業委員会で遊休農地に確定した場合は、再生協議会にデータを送り指導等協議をしています。
- 13番 先ほどの補助金は、3年以内が対象で、4年目になっても作付けされていない圃場は交付対象水田から外されてしまうので、あまり何でも落としていってしまうと、次に復田されたときに補助金がないということになってしまう。実際には、この補助金は平成29年までしかありませんが。
- 10番 今までは作り手がなくても自己保全で残して助成金の対象になっているところも多いと思いますが、平成30年になって補助対象にならなくなった場合、生産調整農地が遊休農地化する懸念が出てくると思う。東近江市で実際どれくらいあるのかを把握しておく必要があるのではないかと。
- 事務局 自己保全されている農地は再生協議会の方で把握されていると思います。それがだんだんと遊休農地化していかないかということですが、いわゆる30年問題に対する滋賀県、また東近江市の取り組みの状況を見ていかなければならないと思います。
- 20番 農業組合長が調査されるときに、担当の農業委員も同行して一緒に見てまわるようにすればどうか。そうすれば自分の担当地域の状況が分かるし、農業組合長だけではなく農業委員の判断も入るので、8月の全体調査もスムーズにできるのではないかと。
- 議長 他にご意見はございませんか。
無いようですので「遊休農地等農地利用状況調査について」は、ご承認いただいたものといたします。
- それでは、次に「農地等利用最適化推進施策の改善意見、策定活動について」を議題と致しますので、ご協議をお願いいたします。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 それでは資料3番をご覧ください。
東近江市農地等利用最適化推進施策の改善意見の策定活動要領についてご提案いたします。
農業委員会等に関する法律の改正により、農地等の利用の最適化の推進に関する施策についてPDCAサイクルにより改善していくために、農業委員会は行政機関に対し農地等利用最適化推進施策の改善意見を提出することが法定化されて

います。このことから、農業委員自らが、主たる任務である担い手への農地等の利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進など、農地等の利用の最適化を積極的に推進していくため、日頃の世話役活動や地域の声の積み上げ活動を通して、地域における農政や農業振興、地域振興等の意見や意向などを聴取するとともに、地域農業などの課題や問題点を掘り起こし、農業委員会としての農地等利用の最適化推進施策の改善意見を策定していきたいと思いをします。

策定活動については、最適化施策検討チームを編成して、検討チームごとに改善意見をまとめていただきたいと思います。また、農業振興部会で各チームから提出された改善意見反映事項や女性部会の意見もまとめて、改善意見を農業振興部会で決定していきたいと考えています。

検討チームの編成については、旧市町単位に地区担当の農業委員さんを検討チームとして配置させていただき、6つの最適化施策検討チームと、女性部会を含めたチームを編成いたします。5ページに編成表の資料を付けておりますが、後ほど検討チームごとに正・副リーダーを選出いただきたいと思います。この説明の後、各チーム選出をお願いします。また、検討チームによる改善意見の取りまとめについては、チームごとに地域農業などの課題や問題点、必要に応じて地域の声の積み上げ活動を行っていただき、地域における農地等利用最適化推進施策の改善意見を具体的な施策として盛り込みまとめていただきたいと思います。

2ページ中段になりますが、3番として、地域における農地等利用最適化推進施策の改善意見に反映する事項のとりまとめということで、「こういった取り組みが必要である」というような具体的な施策を提案する形で、改善意見とりまとめ票にまとめていただきたいと思います。6ページに取りまとめ票、7ページには記載例を用意しています。また、参考資料として平成24年から27年度までの建議の概要のまとめも添付しています。

各検討チームの協議や会議の場所については、市の施設をご利用いただくことも可能ですので、必要な場合はお申しでいただきたいと思います。

また、チーム活動に伴う事務連絡等については、別紙1の票の右端に事務局の担当職員を記載していますので、お気軽に声掛けをしていただきたいと思います。4ページには改善意見決定までのフロー図を記載しています。5月25日から7月17日までの間でチーム別に改善意見とりまとめ票の作成を進めていただきたいと思います。また、女性部の皆様には独自の意見をまとめていただき、各検討チームと同様に7月17日までに取りまとめ票を事務局へ提出をお願いします。

農業振興部会では、8月25日に最終案を検討いたしまして、9月12日に予定されている農地部会に最終案をお諮りし、9月26日の農振部会では改善意見の決定をしていきたいと思いをします。また、10月中旬には次年度の予算編成時期を捉えて、市行政、市議会への申し出を進めていきたいと思いをします。以上のようなスケジュールで進めていきますのでよろしくお願いします。

この後、続いて各チームの正・副リーダーの選出をお願いします。原則として農業振興部会の委員からの選出をお願いします。

議長

事務局の説明が終わりました。

「農地等利用最適化推進施策の改善意見、策定活動について」ご意見をいただき

たいと思います。

議 長 無いようですので、「農地等利用最適化推進施策の改善意見、策定活動について」は、ご承認いただいたものといたします。
本日の議題、全般を通してご質問等ございませんか。

議 長 特に質問等ないようですので、本日の協議事項は終了といたします。
ご協力ありがとうございました。

閉 会 11時50分 終了

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために署名する。

議 長

1 番

2 番